

第 10 回 （ 令和 7 年 8 月 ）

宮 津 市 教 育 委 員 会
定 例 会 議 事 録

令和 7 年 8 月 28 日 開 会

第 10 回（令和 7 年 8 月）宮津市教育委員会定例会会議録

日 時 令和 7 年 8 月 28 日（木）午前 9 時 00 分～
場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ応接会議室
出席者 山本雅弘 伊藤正 田崎浩二 尾崎里花子 藤井陽子
事務局 永濱教育次長 河合学校教育課長 吉岡社会教育課長 河森文化財保護担当課長
大見総括指導主事 森本学校教育課参事 細見（晋）指導主事 細見（剛）指導
主事 小牧学校教育係長

（傍聴者なし）

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 会期の決定
- 5 教育長報告
- 6 議 事
 - 議第 19 号 令和 8 年度宮津市立小学校使用教科用図書の採択について
 - 議第 20 号 令和 8 年度宮津市立中学校使用教科用図書の採択について
 - 議第 21 号 令和 6 年度宮津市一般会計歳入歳出決算（教育委員会関係分）について
 - 議第 22 号 令和 7 年度宮津市一般会計補正予算（第 5 号）（教育委員会関係分）について
 - 議第 23 号 宮津市福祉・教育総合プラザ条例等の一部改正について
- 7 その他
 - (1) 9 月の主な日程（教育委員会関係分）について
- 9 閉 会

－開会： 9:00－

山本教育長

只今から、令和7年第10回宮津市教育委員会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

それでは、次第に沿って会議を進行します。

■次第2「前回会議録の承認」

各委員よろしければ、藤井委員と田崎委員にお世話になります。

■次第3「会議録署名委員の指名」

会議規則第18条第2項の規定により、教育長において田崎委員と伊藤教育長職務代理者を指名しますので、よろしくお願ひします。

■次第4「会期の決定」

本日の定例会の会期は、1日としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定いたします。

■次第5「教育長報告」

【報告事項】

山本教育長

○江陽中学校の教諭が逮捕される事案が発生しました。先月には、市内幼小中学校に通知を發出し、校内点検と研修の実施を指示したところでしたが、改めて、注意喚起をしたところです。プライベートな時間に関して、どこまで踏み込めるか難しさを感じるところですが、気を引き締めていかなければならないと思っています。

1 市立幼稚園、小中学校の状況について

○今年も猛暑が続いていますが、本日、小中学校は2学期の始業式を迎えました。幼稚園の始業式は9月1日です。

○宮津市内の幼児、児童生徒については、特段大きな事故もなく夏休みを終えましたが、長期の休み明けは、子どもたちの様子に注視し、小さな変化やSOSを見逃さないようにしなければなりません。

○学校に来づらい子どもたちの多様な居場所として、9月から宮津小学校に校内フリースクールを開設する。また、天橋園内に子どもサポートセンターも開設します。委員の皆様にも見学していただく機会を設けたいと思っています。

○夏季休業中には、宮津中学校ソフトボール部が近畿大会に出場し、1回戦を勝ち進み、2回戦では大阪府1位の強豪チームと対戦し、負けてしまいましたが、部員11人で最後まで頑張り、大健闘だったと思います。3年生にとっては、それぞれの大会が終わった時点で引退となりましたが、力を出し切ってくれたと思います。

- 熱中症対策として、9月10日から、試行的に宮津小学校区の徒歩2 km以上の児童の下校時にスクールバスを運行します。また、昨日は図上での防災訓練を実施しました。様々な災害が各地で発生しており、熱中症対策に加え、災害等への備え、安全点検や災害対策をしっかりと取り組んでいかなければならないと思っています。
- 2 働き方改革の推進について
 - 働き方改革というところでは、8/10から8/16まで学校業務完全休止ということで、連続7日間休んでいただいて、2学期に頑張っていたと思います。また、夏季休業中限定ですが、昨年度に引き続き、府費負担の教職員の時差出勤を実施しました。活用した職員からは、非常に好評だったと聞いています。今後も色々な取組みを試行しながら進めていけたらと思っています。
- 3 夏季休業中の社会教育課所管事業について
 - 今年で3年目となる、宮津市の子ども学芸員の体験講座を全4回実施しまして、7人の参加がありました。歴史資料館での講座など、熱心に取り組んでいただきました。また、宮津天橋高校の協力のもと、小学生大手川探検を実施しました。
- 4 その他
 - ALTの交代がありました。チアマカ先生が帰国され、アマリ先生が8月6日付で着任されました。アメリカ出身で、小学校担当です。
 - 8月7日には、京都府教育委員会の前川教育長、次長、丹後地域の教育長との懇談会が実施され、意見交換をさせていただきました。その中で、防災教育、働き方改革、府立高校再編などが大きな議題でした。
 - 丹後地方教育委員会連合会の研修事業が11月に視察と委員等研修が実施される予定です。視察先は、京都府立井手やまぶき支援学校が予定されています。

伊藤教育長職務代理者

最近、京都新聞の読者投稿欄に宮津市の中学生の投稿を目にすることが増えたように思いますが、学校での何か取組みをされているのでしょうか。

大見総括指導主事

栗田中学校は、全校でNIEの取り組みを行っており、その成果だと思っています。

尾崎委員

ソフトボールの近畿大会を観戦しました。京都府大会で優勝すること自体がすごい事だと思っていますが、近畿大会2回戦で対戦した大阪府優勝チームは、高校生のようなすばらしいチームで、ピッチャーもすばらしく、1巡目はバットにほとんど当たらない様子でした。先生の指示もあり、2巡目からは、バットに当てることに集中している様子でした。4番の生徒がヒットを打つなど、最後まで諦めず、チームで戦い抜いたと思います。すばらしいチームでした。

■ 6 議事

山本教育長

それでは、議事に移ります。
議第19号「令和7年度宮津市立小学校使用教科用図書採択について」事務局から説明をお願いします。

河合学校教育課長

宮津市教育委員会基本規則第16条第1項第12号の規定に基づき、

委員会の議決を求めるものであり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 5 項の規定により、令和 8 年度使用の小学校の教科用図書の採択について、ご審議をお願いするものです。

令和 8 年度使用の小学校の教科用図書については、「国語（国語）（書写）：光村図書出版社」、「社会：東京書籍、（地図）：帝国書院」、「算数：新興出版社啓林館」、「理科：新興出版社啓林館」、「生活：新興出版社啓林館」、「音楽：教育芸術社」、「図画工作：開隆堂出版」、「家庭：開隆堂出版」、「体育（保健）：東京書籍」、「外国語（英語）：東京書籍」、「特別の教科 道徳：東京書籍」について、令和 7 年度と同一のものを採択するものです。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明とします。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

山本教育長

ただいまの事務局からの提案理由の説明に対し、委員の皆様からの御意見等をお願いします。

特になければ、議第 19 号「令和 8 年度宮津市立小学校使用教科用図書の採択について」、提案どおり承認することとして御異議ございませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

議第 19 号「令和 8 年度宮津市立小学校使用教科用図書の採択」について、提案どおり承認されました。

次に、議第 20 号「令和 8 年度宮津市立中学校使用教科用図書の採択について」、事務局から提案理由の説明をお願いします。

河合学校教育課長

宮津市教育委員会基本規則第 16 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、委員会の議決を求めるものであり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 5 項の規定により、令和 8 年度使用の中学校の教科用図書の採択について、ご審議をお願いするものです。

令和 8 年度使用の中学校の教科用図書については、「国語（国語）（書写）：光村図書出版社」、「社会（地理）（歴史）（公民）：東京書籍」、「（地図）：帝国書院」、「数学：新興出版社啓林館」、「理科：新興出版社啓林館」、「音楽（一般）（器楽合奏）：教育芸術社」、「美術：光村図書出版社」、「保健体育：東京書籍」、「技術：東京書籍」、「家庭：開隆堂出版」、「外国語（英語）：東京書籍」、「特別の教科 道徳：廣濟堂あかつき」について、令和 7 年度と同一のものを採択するものです。以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明とします。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

山本教育長

ただいまの事務局からの提案理由の説明に対し、委員の皆様からの御意見等をお願いします。

特になければ、議第 20 号「令和 8 年度宮津市立中学校使用教科用図書の採択について」、提案どおり承認することとして御異議ございませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

議第 20 号「令和 8 年度宮津市立中学校使用教科用図書採択」について、提案どおり承認されました。

山本教育長

次に、議第 21 号「令和 6 年度宮津市一般会計歳入歳出決算（教育委員会関係分）について」事務局から説明をお願いします。

河合学校教育課長

宮津市教育委員会基本規則第 16 条第 1 項第 9 号の規定により、9 月市議会に議案として提案する令和 6 年度一般会計決算（教育委員会関係分）について、委員会の議決を求めるものです。

令和 6 年度教育費の決算額は、9 億 6,176 万 5,453 円でした。

令和 6 年度決算主要事業の概要並びに令和 6 年度決算事業等説明資料に基づき、学校教育課所管分からご説明いたします。

令和 6 年度決算（案）主要事業の概要の左の番号 13～14、多様なニーズに対する児童生徒の居場所づくりでございます。

●No.13「こころのまど・ひろば運営事業」ですが、決算額 808 万 1,963 円です。主に支援員 5 名の人件費、施設の維持管理費、体験活動等の経費です。

●No.14「校内フリースクール運営事業」についてです。決算額 363 万 2,602 円です。主に支援員 5 名の人件費でございます。なお、令和 6 年度校内フリースクールにつきましては、実利用生徒数 13 名、延べ利用生徒数 1,039 名で対前年度比の延べ欠席日数は△246 日となり、2 学期後半から 3 年生を中心に教室を居場所に戻る生徒が見られるなど成果があったと考えております。

●No.16「物価高騰下での給食費高騰対策支援」です。決算額 782 万 420 円のうち、学校給食運営事業として、676 万 1,920 円が学校・幼稚園への支援分です。

●No.17「学校トイレ洋式化の推進」です。決算額 5,702 万 4 千円です。教室棟・体育館の児童用トイレの洋式化に伴うもので、小学校の洋式化率は 70.7%（111 基／157 基）でございます。

●No.31「宮津の新たな学び創造事業」です。決算額は 971 万 4,898 円です。コミュニケーション教育の推進のほか、AI ドリルの活用や、小学校 3・4 年生を対象に算数学び定着サポーター 2 名の配置、教育フォーラム開催経費などございます。

●No.32「幼稚園から中学校までの給食実施」決算額 2 億 1,178 万 2,959 円です。物価高騰対策支援経費を含め、給食調理業務のハーベスト委託料、日置小学校自校給食委託料、配膳業務委託、給食費管理システム委託料、賄材料費も含めた総額でございます。

●No.226「スクールバス購入事業」1,060 万 7,920 円です。養老小学校と府中小学校の再編に伴う専用スクールバス（マイクロバス・ロングボディー 4WD、乗車定員 29 人）の購入経費です。

●No.235「旧養老小学校閉校記念事業の実施支援」299 万 9,687 円です。旧養老小学校閉校記念事業実行委員会が実施した閉校記念誌の作成・配布、閉校記念碑の建立、旧養老小学校及び旧日ヶ谷小学校校歌板レプリカの作成等へ支援、記念事業完成式典開催経費でございます。

●No.236「中学校部活動地域移行検討事業」52 万 818 円です。中学校部活動地域移行に向けた実証事業に係る経費です。予算額に比べ決算額が 130 万円ほど減額となった主な要因としましては、宮津中学校陸上部と栗田中学校ソフトテニス部の休日の支援員の数及び実証事業の回数が当初の見込みより減ったことにより減額となったものでございます。

吉岡社会教育課長

社会教育課所管分についてです。

●No.35 地域と学校の連携・協働推進事業 決算額 39万1,470円です。学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と連携・協働した地域学校協働活動に係る経費です。

●No.36 高校・大学・地域連携推進事業 決算額は、410万5,880円です。主には、連携コーディネーターによる市内高校と大学等との連携及び連携コーディネーターによる高校と地域の協働活動支援に係る経費です。

●No.218 公民館管理運営事業 決算額 2,382万6,355円です。

●No.219 図書館管理運営事業 決算額 3,246万9,806円です。

●No.221 みやづ歴史の館整備事業 新規事業です。決算額は4,400万円です。エレベータ2機の機能維持工事に係ります経費です。

河森文化財保護担当課長

●No.38 世界遺産登録推進事業 決算額は142万1,900円です。天橋立世界遺産登録に向けたOUVの調査研究及び保全意識啓発に係る経費です。

●No.39 大阪・関西万博きょうとの力創出・発信事業 決算額は1,071万6,891円です。大阪・関西万博に向けた機運醸成事業としまして、250日前、150日前、30日前プレイベントを実施等に係る経費です。

●No.241 重要文化的景観保護推進事業 決算額808万6,000円で、主なものは、重要構成要素の修景整備支援について、具体的には溝尻の舟屋の改修支援経費です。

●No.242 文化財保護・活用推進事業 決算額は723万3,949円です。「宮津市文化財保存活用地域計画」に基づきまして、市内文化財調査・指定・保全事業を実施したほか、子ども学芸員養成講座や宮津市文化財保存活用推進協議会の開催に係る経費でございます。

河合学校教育課長

このほかの事業や事業の詳細等につきましては、別添の市政資料集（抄）にも掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。以上、簡単ではございますが、ご説明といたします。御審議のほど、よろしく申し上げます。

山本教育長

ただ今、事務局から説明の令和6年度一般会計決算に関して、質問等ありましたら願います。

田崎委員

校内フリースクール運営事業について、欠席日数の減少は大きな成果だと思います。宮津小学校での取組みについても期待しています。

山本教育長

他に質問等ないようでしたら、議第21号「令和6年度宮津市一般会計歳入歳出決算（教育委員会関係分）について」は承認することとして、御異議ございませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

議第21号「令和6年度宮津市一般会計歳入歳出決算（教育委員会関係分）について」は提案どおり承認されました。

次に、議第22号「令和7年度宮津市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会関係分）について」事務局より説明をお願いします。

河合学校教育課長

宮津市教育委員会基本規則第16条第1項第9号の規定に基づき、

9月市議会に議案として提案する補正予算について、委員会の議決を求めるものです。

「令和7年度宮津市9月補正予算【その2】(案)の主要事業の概要」をご覧ください。

●No.3「与謝野町宮津市中学校組合分担金」補正予算額324万9千円です。与謝野町給食センター本体工事費等の増額に伴う中学校組合負担金(宮津市負担金)が増額となったものでございます。

●No.4「国府支出金等返還金」及びNo.5「国府支出金等精算交付関係」につきましては、それぞれ令和6年度中の公立幼稚園、暁星幼稚園の事業費の増減に伴う国府支出金の返還又は追加交付となったものです。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

山本教育長

それでは、特に御質問がないようでしたら、議第22号「令和7年度宮津市一般会計補正予算(第5号)(教育委員会関係分)について」は承認することとして御異議ありませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

議第22号「令和6年度宮津市一般会計補正予算(第5号)(教育委員会関係分)について」は提案どおり承認いただきました。

次に、議第23号「宮津市福祉・教育総合プラザ条例等の一部改正について」事務局より説明をお願いします。

河合学校教育課長

宮津市立学校使用条例、宮津市中央公民館使用条例及びみやづ歴史の館条例について、宮津市教育委員会基本規則第16条第1項第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

お手元の資料16ページをご覧ください。これは、令和7年9月定例会「宮津市ターミナルセンター条例等の一部改正について」の議案参考資料です。今回市議会に、学校使用条例、中央公民館・みやづ歴史の館使用条例全体の条例一部改正の議案として提出されている資料になります。

◆提案の趣旨・目的についてですが、公共施設の使用料について、最近の社会情勢の変化を踏まえた受益者負担の適正化を図るため、見直しを行うものです。

◆提案の概要の見直しの内容についてです。

・施設類型ごとの利用者負担基準に基づく近隣市町も踏まえた使用料とする

・市民以外の利用者の使用料は市民の2倍に

・学校施設で子どもへの指導を対象とした団体の使用料を免除するなど減免基準を充実するものです

◆右欄の政策等の効果及び費用についてです。

公共施設の受益者負担の適正化、最近の人件費上昇等に対応した公共施設の適正な維持管理等でございます。

学校教育課所管【宮津市立学校使用条例】です。

対象となる施設は宮津市立小学校、中学校及び幼稚園です。

屋内運動場又は遊戯室 施設使用料について、

500㎡未満の場合 現在の全日1,040円→改定後1,950円

500 ㎡未満の場合	現在の午前 8 時～午後 5 時の半日、夜間 520 円→改定後 650 円
500 ㎡以上の場合	現在の全日 2,080 円→改定後 3,900 円
500 ㎡未満の場合	現在の午前 8 時～午後 5 時の半日、夜間 1,040 円→改定後 1,300 円

とするものでございます。なお、施設使用料に係る規則において、子どもへの指導を対象に 10/10 減免すること、また、屋外グラウンドの夜間照明の使用料を見直しすることとしております。こうした規則の一部改正につきましては、改めて 9 月以降の定例会で議案として提案させていただきます。

吉岡社会教育課長

社会教育課所管分の施設の使用料の改正について説明いたします。今回、使用料を改正する施設は、宮津市福祉・教育総合プラザの浜町ギャラリー、みやづ歴史の館内の中央公民館の会議室、みやづ歴史の館の文化ホールです。

15 ページをご覧ください。浜町ギャラリーについてです。

「宮津市福祉・教育総合プラザ条例の一部改正」の第 4 条の表をご覧ください。

表の最下段の行に「1 日（午前 10 時から午後 8 時まで）につき 510 円」とあるのが浜町ギャラリーの使用料です。今回、510 円の使用料を、左側の表に記載している 1,320 円に改めるものでございます。

改正の積算根拠については、総合プラザ内の施設（浜町ギャラリーやコミュニティルーム）を、使用料を面積 50 ㎡ごとに 660 円を加算することとしました。例えば 50 ㎡以下は 660 円、100 ㎡以下は 1,320 円、150 ㎡以下は 1,980 円…)

その考え方のもと、浜町ギャラリーの面積は約 75 ㎡であり、面積 50 ㎡ごとに 660 円加算することから、100 ㎡までの面積ということで、1,320 円としたところです。

続いて、15 ページを 1 枚お捲りいただき、「宮津市中央公民館使用条例の一部改正」の第 7 条の表をご覧ください。

また、あわせてご覧いただきたいのが、16 ページの議案参考資料の 3 枚目の下段の「宮津市中央公民館使用条例」の表です。

2 つの資料は、同じ内容の改正資料ですので、より詳しい 16 ページのほうで、中央公民館の利用料金の改正について、説明させていただきます。

まず、大会議室全面の利用料金については、1 時間あたりの上限額を 524 円から 670 円とし、また、1/2 の半面を使用する場合は 314 円を 335 円と改正します。小会議室以降、ご覧のとおりです。

なお、改正の積算根拠については、総合プラザ内の施設（コミュニティルーム）と同様としており、使用料を面積 50 ㎡ごとに 660 円を加算する考え方のもとに、改正後に使用料が高くなる、その増加率により、1 時間あたりの上限額を算出しています。

例) 今の使用料 1000 円 ⇒ 改正 1200 円 (増加率 120%)

1 時間あたりの使用料 100 円 ⇒ 改正 120 円

続いて、みやづ歴史の館の文化ホールの利用料金の改正について、です。先程と同様の 15 ページ 2 枚目の「みやづ歴史の館条例の一部改正」の第 8 条の表をご覧ください。

また、あわせて、16 ページの議案参考資料の表の先ほどの続きもご覧ください。

文化ホールの利用料金について、平日の利用では、1 時間あたりの料金 2,829 円を 3,470 円に改正、また、休日の利用では、3,457 円を

4,238 円に改正するものです。

改正理由としましては、今の利用料金は、近隣の文化ホールとの類似施設と同じような料金設定ではありますが、みやづ歴史の館の会議室などの施設と同様に、利用料金を改正するものです。

なお、現在の文化ホールの利用料金は、平日 8,170 円であり、それを 10,000 円に値上げした場合の増加率の約 122%により、平日、祝日それぞれの 1 時間あたりの利用料金を算定したものです。

なお、使用料改正の施行日は令和 8 年 4 月 1 日としています。以上、簡単ではございますが、私からの説明とさせていただきます。ご承認、賜りますようお願いいたします。

山本教育長

ただ今、事務局から説明の宮津市福祉・教育総合プラザ条例等の一部改正に関して、質問等ありましたらお願いします。

特にないようでしたら、議第 23 号「宮津市福祉・教育総合プラザ条例等の一部改正について」は承認することとして、御異議ございませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

議第 23 号「宮津市福祉・教育総合プラザ条例等の一部改正について」は提案どおり承認されました。

■ 7 その他

◆ 次回教育委員会日程

○ 定例会 9 月 26 日（金）午前 9 時～

○ 体育祭等の出席委員

宮津中：尾崎委員（9 月 11 日（木））

栗田学院：伊藤教育長職務代理（9 月 27 日（土））

宮津幼：藤井委員（10 月 5 日（日））

他になければ、第 10 回宮津市教育委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。

－ 閉会： 10：30－